

平成 27 年 11 月 5 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

組合事務所占拠に関連する組合事務所貸与に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

組合事務所貸与に係る法的性格に係る件

2 質問の要旨

子どもの家・子ども会館施設の整備に係る旧 901 号室を含む旧庁舎の撤去は昨年 12 月定例会の補正予算可決により認められ、既に粛々と、旧庁舎の解体工事及び新施設の建設工事が進められているべきところ、現在に至るも、鎌倉市職員労働組合が、解体されるべき旧 901 号室から立ち退かないために、未だ何らの進展を見ていない。そこで鎌倉市職員労働組合に対し事務所を貸与している法的性格を下記により明らかにされたい。

1. 本来、行政目的にのみ使用すべき庁舎を鎌倉市職員労働組合に事務所として貸与してきた理由は何か
2. 貸与している法形式は賃貸借か、賃貸借である場合は徴収している賃貸料の扱いはいかほどか。
3. 賃貸借契約でないとすると貸与している法形式は何か。明らかにせよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 11 月 6 日まで) ・ 無

(理由：議会再開の後に緊急質問を実施する為。可及的速やかに且つ誠実に答弁をすることを求める。)